



INDEX

- COVID-19 に伴うコンプライアンス手続期限延長



## COVID-19 に伴うコンプライアンス手続期限延長

COVID-19 感染防止のため、インドでは 2020 年 3 月 25 日より 21 日間ロックダウンが行われております。これに伴い、2020 年 3 月 31 日時点で一部の手続きにつき下記の通り申告期限の延長が発表されております。なお、下記表は 2020 年 3 月 31 日時点の内容のため、今後の通達にて申告期限が変更される可能性がある旨をお含みおきください。

(2020 年 3 月 31 日時点)

区分	コンプライアンス	当初の期日	変更後の期日
GST	2018-19 年度 GST 年度申告	2020 年 3 月 31 日	2020 年 6 月 30 日
GST	2020 年 3 月度 GSTR-1 申告	2020 年 4 月 11 日	2020 年 6 月 30 日
GST	2020 年 3 月度 GSTR-3B 申告・納付 (年間売上 1,500 万ルピー未満)	2020 年 4 月 22 日	2020 年 7 月 3 日
GST	2020 年 3 月度 GSTR-3B 申告・納付 (年間売上 1,500 万ルピー以上 5,000 万ルピー未満)	2020 年 4 月 22 日	2020 年 6 月 29 日
GST (※)	2020 年 3 月度 GSTR-3B 申告・納付 (年間売上 5,000 万ルピー以上)	2020 年 4 月 20 日	2020 年 5 月 5 日
Accounts	2019-20 年度 会計上の決算期	2020 年 3 月 31 日	変更なし
TDS (※)	2020 年 3 月度 TDS 納付	2020 年 4 月 30 日	変更なし
TDS	2019-20 年度 第 4 四半期 TDS 申告	2020 年 5 月 31 日	2020 年 6 月 30 日
TCS	2019-20 年度 第 4 四半期 TCS 申告	2020 年 5 月 15 日	変更なし

※ 6 月 24 日までは延滞利息が 9% に減免されます。

STF	2019-20 年度 STF 申告	2020 年 5 月 31 日	変更なし
Income Tax	2019-20 年度 個人所得稅申告	2020 年 7 月 31 日	変更なし
Income Tax	2019-20 年度 法人稅申告 (移轉價格対象外企業)	2020 年 9 月 30 日	変更なし
Income Tax	2019-20 年度 法人稅申告 (移轉價格対象企業)	2020 年 11 月 30 日	変更なし
EPF	2020 年 3 月度 EPF 申告および納付	2020 年 4 月 15 日	変更なし
ESI	2020 年 3 月度 ESI 申告および納付	2020 年 4 月 15 日	2020 年 5 月 15 日
RBI	2019-20 年度 FLA 申告	2020 年 7 月 15 日	変更なし
RBI	2020 年 3 月度 ECB -2 申告	2020 年 4 月 6 日	変更なし
ROC	2019-20 年度下半期 MSME 申告	2020 年 4 月 30 日	変更なし
ROC	定時株主総会 (AGM)	2020 年 9 月 30 日	変更なし
ROC	取締役会 (BM) 開催期間	前回から 120 日以内	180 日以内
ROC	ビデオ会議による監査済決算書類等の取締役会決議	不可	2020 年 6 月 30 日まで可能
ROC	Form MGT-7 年度未登記	AGM から 30 日	変更なし
ROC	Form AOC-4 年度未登記	AGM から 30 日	変更なし
ROC	Form DIR 3 KYC 取締役 KYC 登記	2020 年 9 月 30 日	変更なし

## GSTR-1 事例

前回概要をご紹介した GSTR-1 申告について、今回のニュースレターでは実務上で注意すべき点を具体的な事例を基にご紹介します。

ここからは GSTR-1 の申告に関して問題が発生した事例と、その予防策をご紹介します。

### ■ 事例 1：事務所移転時の GST 申告への影響

A 社は GSTR-1 の申告を法令に則って実施していましたが、顧客 B 社から「GST Input Credit が GSTR-2A の報告書に見当たらない」と指摘を受けました。（※“GST input Credit”とは、A 社が GSTR-1 において正しく申告することによって、B 社が支払った GST を税額控除 (Input Credit) として利用できるものです。）

GSTR-1 はベンダーが売上を申告するためのフォームですが、逆に顧客側は発注額を GSTR-3B で登録し、両社の申告を GSTR-2A という GST ポータルサイト上のフォーマットで照合することとなります。A 社が確認をしたところ、B 社は州を跨ぐ拠点の移動に伴って GST 番号が変更されているにもかかわらず、A 社は変更前の GST 番号をそのまま GST ポータルへ登録していたため、旧番号のまま申告が実施されてしまっていたことが発覚しました。つまり、A 社は、B 社が他州への移転にともなって GST 番号を変更した日以降に発行した全ての請求書について GSTR-1 を修正申告しなければなりません。このような事態を防ぐためには、顧客の GST 番号を常に最新のものへアップデートするための顧客との密なコミュニケーションおよび社内の業務プロセスを整備しておく必要があります。

### ■ 事例 2：人的ミスや過誤による GST 申告への影響

C 社は GSTR-1 の申告を法令に則って実施していましたが、顧客の D 社から「GST ポータルサイトに登録されている請求書の番号が、実際の請求書原本の番号と異なる」と指摘を受けました。C 社が確認をしたところ、GSTR-1 の申告時に間違った請求書番号を申告していることが分かりました。つまり、請求書原本上では“INV/001/2019-2020”と記載されていましたが、GSTR-1 申告時に入力した番号は“INV/001/2019-20”でした。

したがって、C 社はこの請求書番号について修正申告をしなければなりません。毎月の GST 申告に一定の手作業が含まれる以上、人的ミスや過誤は常に起こり得ますが、このような間違いを極力軽減するために、特に間違いやすい文字（例えば、“1”と“l”や、“2”と“Z”など）には注意をしながら正しい GST 番号の把握と入力作業の意識を高める、必ず2回チェックをする、または、別のスタッフがダブルチェックをする等の従業員に対する意識づけ、さらには業務プロセスや内部統制の構築が必要となります。なお、請求書番号の修正は1回目のみ認められており、2度目の修正はできないため注意が必要です。

## 【事例3】売上認識基準の違いによる GST 申告への影響

エンジニアリングサービスを提供するインド子会社 E 社は顧客から発注書を受け取り、業務が完了したら請求書を発行しています。請求書を発行したら GSTR-1 にて申告をしなければなりません。グループ会社内の経理規程上は検収時に売上を計上するという決まりになっているため、請求書を発行したものの検収を受けていない案件については、社内の経理規程上は売上を認識すべきではないという判断がなされ、GST 申告上の売上高と社内の会計報告用の売上高との間に差異が生じることとなります。

さて、GST 申告上の売上は GSTR-1 に申告された売上高を基準に集計されますが、一方で、法人税申告上の売上は会計上の売上高を基準に集計されるため、年度末に「請求書発行済・検収書未受領」の案件があると GST 申告と法人税申告との間で売上金額に差が生じることになり、監査人から指摘を受ける可能性があります。つまり、監査人からは「会計上の売上高」を「GST 申告上の売上高」に合わせて請求書発行時に売上を認識するように指摘を受けることとなります。したがって、海外本社の会計基準が検収基準である場合には、海外本社とインド子会社の売上認識基準において差異が発生するため、本社が連結決算を実施するには修正が必要になります。つまり、もしインド子会社側で本社向けの連結パッケージを作成している場合には、連結パッケージ内で会計基準の差異に基づく調整（GAAP 調整）を反映させる必要性が出てくるわけです。

なお、このような連結決算上の GAAP 調整を排除することが難しい現実的な事情は多々あるかと思いますが、調整項目を軽減するために、例えば、期末までに請求書を発行した全ての案件について可能な限り検収書を早期に回収できるよう顧客と連携・調整をしておくなど、年度末決算に備えて取引先と密に連携を取り、よりスムーズな決算作業の準備をすることは可能だと考えています。

### GST 申告フォーム “GSTR-1” のまとめ

- GSTR -1 の申告においては請求書の日付 / 請求書の番号 / 取引価格 / GST 税額 / 合計金額が正しく GST ポータルサイトへ入力されなければなりません。そして、根拠証憑となる請求書等の書類の番号も正しく入力されている必要があります。
- GSTR-1 の申告時には、売上高のうちインド国内法人への売上、海外への売上、個人への売上など売上区分、また、RCM（リバースチャージ）や E コマースの対象となる取引を正しく把握し、区分ごとに正確に申告しなければなりません。（※GSTR-1 の申告にかかる詳細は前回のニュースレターをご覧ください）
- 海外や SEZ への売上について、もし海外売上の免税対象であるにも関わらず IGST を払ってしまった場合には、フォーム RFD-1 にて還付申請を実施し IGST の返金を受けることができます。
- もし売上がなかった場合にも、GST 登録をしているすべての事業者は GSTR-1 の申告はしなければなりません。前年度の年間売上金額が 1500 万ルピーを超える場合には毎月申告が必要となります。（※1500 万以下の場合には四半期に 1 度の申告も可能）
- 顧客の最新情報と取引スキームを明確にして、GST 番号と課税されるべき GST 区分（SGST / CGST / IGST）を正しく理解しておく必要があります。
- 人的ミスや過誤を最大限未然に防ぐための意識付け、業務プロセス、内部統制を整備しておくことが望ましいと考えます。



**木内 達哉**

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部にて海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。  
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛: s.yoshimori@g-japan.com / 木内: t.kiuchi@g-japan.com

当 PDFドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。  
また、NAVER まとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.